

次世代自動車購入

にかかる経費を**補助**します！

燃料電池自動車
(FCV)

補助額
最大

300,000円

電気自動車
(EV)

補助額
最大

75,000円

架装・改造経費

※対象経費の1/2以内の額

補助額
最大

200,000円

次世代自動車を事業用自動車として使用するために、目的及び用途に応じて必要不可欠な車両の構造等の変更又は特殊装備を搭載することに要する費用を補助します。

国と県の補助金に加えて
町からも補助がでるよ♪

令和7年度【浪江町】町民・事業者 対象



申請受付期間

※申請額の合計が予算額に達した時点で受付を終了します。

令和7年4月1日～令和8年3月13日

問合せ先・申請受付先

詳しくは裏面をご確認ください



〒979-1592 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-2
福島県浪江町役場 産業振興課 新エネルギー推進係
☎ 0240-23-5713 ✉ namie15050@town.namie.lg.jp

補助対象者



浪江町税を滞納していない者で以下のいずれかに該当する方。

- (1) 町内に住所を有する方
- (2) 町内に事業所等を有する法人
- (3) (1)、(2) に対して補助対象車のリース販売を行う事業者

申請に必要な書類



- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業報告書（様式第2号）※事業者のみ
- (3) 収支決算書（様式第3号）※事業者のみ
- (4) 町税等の未納がないことを証する書類
- (5) 暴力団等反社会勢力でないことの表明及び確約に関する同意書（様式第4号）
- (6) 貸与料金の算定根拠明細書（様式第5号）※リース事業者のみ
- (7) 対象車両の自動車検査証の写し
 - ※架装及び改造経費に係る補助を受ける場合は、自動車検査証の自家用及び事業用別の欄が【事業用】となっているもの
- (8) 売買契約書の写し
- (9) 町内が保管場所となっている自動車保管場所証明書(車庫証明書)の写し
 - ただし、軽自動車の場合は保管場所自認書（様式第5号の2）
- (10) 架装又は改造経費に係る補助を受ける場合は、架装又は改造に係る経費の内訳及びその必要性が分かる書類 ※架装または改造費の補助を受ける方のみ
- (11) 補助金を入金する口座が確認できる預金通帳の写し
- (12) その他町長が必要と認めて指示する書類

浪江町 自動車補助

検索



※申請書類等は浪江町のHPでダウンロードできます。

(<https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/7/30242.html>)

問合せ先・申請受付先



〒979-1592 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-2
福島県浪江町役場 産業振興課 新エネルギー推進係
☎ 0240-23-5713 ✉ namie15050@town.namie.lg.jp